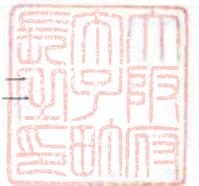




太 総 第 130 号  
令和 2 年 7 月 28 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井 上 賢 二 様

太子町長 田 中 祐 二



「2020 年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

2020 年 6 月 12 日付けでご要望のありました標記について、別紙のとおり  
回答します。

# 「2020年度自治体キャラバン行動」に関する要望書(回答)

## 【太子町】

### 1、新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを守る

- ① 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

職員の要員管理については、定員適正化計画等に基づき適正な人員を雇用しております。正規職員の特別休暇の代替え、臨時的や単純的な業務などについては、非正規職員で対応をし、差別化を図っております。職員の配置については、住民サービスの向上を図るため、効果的・効率的な配置に努めております。

- ② 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

0-18歳の子ども世代のうち、国の子育て世帯への臨時特別給付金が0歳-中学生を対象に給付されたことにより、残りの高校生世代の在宅学習応援を行うため、町独自の給付として、1人3万円分のQUOカードを6月に贈呈しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が見込まれることから、子育てをする家庭への生活支援を目的に、国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた子どもを対象とする「太子町版特別定額給付金」や、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、事業継続の下支えとなる激励金(仮)等の創設を検討しております。

- ③ 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

特別定額給付金は、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため市区町村が実施主体となり行うもので、太子町においては、既に7月27日現在で99%以上の給付が完了しております。今後のコロナウイルス感染拡大の第2波、第3波の状況もみながら、必要に応じて国への要請について検討してまいります。

- ④ 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

本町社会福祉協議会において、JA大阪南農産物直売所より提供いただいた食材を、町内の子ども食堂を運営する団体に届ける取り組みを支援しており、JA大阪南と太子町社会福祉協議会との間で「子ども食堂運営に関する協定」を締結し、取り組んでおります。今後も、この協定に基づき食材提供の取り組みを支援してまいります。

- ⑤ 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

町立幼稚園・小学校・中学校は令和2年6月から9月分の給食費について、町独自の取り組みとして無償としております。休校中の給食の提供については実施しておりません。

また、子育て支援施策及び少子化施策の一環として、保育所、認定こども園、幼稚園、障がい児通園施設を利用する子どもの副食費につきましては、令和元年10月から実費相当分について町が助成しております。

- ⑥ 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

国民健康保険料の減免基準や傷病手当金の対象者を被用者以外に拡大することは、令和6年度までに国保運営方針に定める統一基準に移行するための激変緩和経過措置期間中であることに加え、減免基準や対象者の拡大に必要な財源を町独自で確保する必要があることから困難であると考えております。傷病手当金や保険料の減免制度等については保険料納付書送付時のほか、ホームページで適宜周知に努めており、申請については郵送申請も可能となっております。

また、国において、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、収入が大きく減少した者に対し、広範な町税について徴収猶予の特例制度が定められ、太子町においても、当該制度に基づく申請を受け付けているところです。制度の周知につきましては、太子町の新型コロナウイルス感染症対策をまとめた一覧に記載し、ホームページ上で公開しているほか、申請様式についてもホームページよりダウンロードできるようにしております。申請方法につきましても、郵送、電子メール、eLTAX端末を用いた電子申請など、直接窓口に来庁しなくても申請できるようになっております。

- ⑦ 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

生活保護の事務については、富田林子ども家庭センター(大阪府)、住居確保給付金の事務については、はと・ほっと相談室(大阪府社会福祉協議会)がそれぞれ実施機関となっております。

申請者から相談があった場合は、それぞれの機関で事前相談が円滑に行えるように、本人の状況や相談内容を聞き取り整理し、速やかに連絡を行っております。

- ⑧ 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、新たな感染症に対応できる医療体制の確保が大きな課題として認識されたと考えます。新たな未知の感染症が発生した場合の備えを含め、地域医療構想における医療体制について、二次医療圏の一員として、南河内保健医療協議会で協議していきたいと考えております。

また、新型コロナウイルスへの対応として、富田林保健所では管内医師会の協力を得て、府内でいち早くドライブスルー方式によるPCR検査を実施されました。本町としましても、富田林保健所管内、富田林医師会管内の自治体として、管内市町村と連携協力し、感染症対策に取り組んでいきたいと考えております。

- ⑨ 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

保険所の機能強化等については、国や府の動向を踏まえて必要に応じて働きかけてまいります。

- ⑩ マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

本町では、これまで町内医療機関及び介護・福祉関連施設等に対し、サージカルマスクや手作りマスク材料等を配布しました。また、介護事業所に対しては、アルコール消毒液も配布しております。今後も更なる感染拡大に備え、大阪府及び関係機関と連携し、必要な医療物資の確保、配布に努めてまいります。

- ⑪ 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

現段階で経営困難となっている医療機関及び各種事業所の情報はございませんが、今後の状況に応じて、町村長会を通じ大阪府及び国に要望してまいります。

- ⑫ 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

児童虐待対策については、189(児童相談所虐待対応ダイヤル)や住民等からの通報により、また、外出自粛期間中、戸別訪問や電話を通じて把握に努め、関係部署との十分な調整の下、円滑で迅速な対応を図っております。また関係部署と連携し、未就園児や、ひとり親家庭等へ電話による状況確認を行いました。

- ⑬ 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、消毒物品等必要なものを購入済です。また、避難所運営担当職員に避難所における新型コロナ対策説明会を実施するなど、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に努めてまいります。